

平成29年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年12月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成29年12月8日 午前9時宣告

開 議 平成29年12月8日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長		病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
3 番 西 森 勝 仁 4 番 下 川 芳 樹

平成29年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年12月8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 | 議案第78号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第8 | 議案第79号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第80号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第81号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第82号 | 高知市及び佐川町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について |
| 日程第12 | 議案第83号 | 佐川町教育研究所設置条例の制定について |

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 29 年 12 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、3 番、西森勝仁君、及び 4 番、下川芳樹君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

皆さん、おはようございます。12 月定例会の会期及び運営につきまして、12 月 4 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 12 月 8 日を開会日とし、諮問案、議案の上程、説明までとし、終了後、議員全員協議会及び各常任委員会を開きます。9 日土曜日、10 日日曜日は休会といたします。11 日月曜日は一般質問を行います。12 日火曜日は一般質問と常任委員会審議報告を行います。13 日水曜日は休会とし、議員全員協議会を開きます。14 日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い閉会といたします。

本定例会の会期は、12 月 8 日から 14 日までの 7 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 14 日までの 7 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 14 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

10 月 23 日の議長就任後の重立ったものについて報告します。

10 月 24 日、トップセミナーが高知県立県民文化ホールで開催さ

れ、副議長とともに出席しました。講演では、元東京都交通局長・株式会社はとバス元社長の宮端清次氏から『「はとバス再建から得た教訓」これからの自治体経営のあり方』と題した講演があり、聞いてまいりました。その後、県内の自治体から若手職員４人を中心に構成されたメンバーによる政策研究共同事業報告がありました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知県立県民文化ホールで開催され、出席いたしました。

11月4日、県選出国會議員と町村長・町村議会議長との意見交換会が高知市で行われ参加してまいりました。

11月19日から4日間、地方自治法施行70周年記念式典及び第61回全国町村議会議長会全国大会、あわせて実施された第11回高幡町村議会議長会研修に事務局と出席しました。

地方自治法施行70周年記念式典は、天皇皇后両陛下御臨席のもと、安倍内閣総理大臣、野田総務大臣ほか全国から市町村長、議長等関係者が出席し、開催されました。式典後には『「地方自治法70年の歴史と展望」人口減少社会における地方自治制度のあり方について』と題したシンポジウムが実施され、これからの地方自治体の備えや、取り組みの観点から広く議論を深めていくことの重要性を考えさせられるものとなりました。

議長全国大会では、衆議院議長をはじめ多数の国会議員が出席され「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに「東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立」「町村財政の強化」「議会機能の強化」等、17議案が出されました。また地区要望は全国から9議案、そのうち四国からは「四国8の字ネットワーク」並びに「四国新幹線の整備促進」等、公共交通の整備促進に関する要望が出されました。全ての議案とも満場一致で採択され、役員が関係機関へ要請することに決定しました。

12月3日、平成29年度佐川町よさこいクラブ連合会健康づくり運動会が黒岩小学校体育館で開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

12月4日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が招集され出席いたしました。議案審議に先立ち、議長・副議長の選挙が行われ、議長に本町の藤原健祐氏、副議長に私、永田耕朗が選任されました。提出されました議案は、平成29年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計の補正予算案4件と、条例案1件、契約案1

件、人事案件 1 件の合計 7 件でありました。全ての議案とも原案のとおり決定されました。なお、人事案件において監査委員に本町の松浦隆起氏が選任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成 29 年 12 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして、御指導、御協力をいただきまして改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして行政報告をさせていただきます。

本年 10 月に行われました佐川町長選挙におきまして、無投票票ではありましたが、佐川町民の負託を受け 10 月 28 日より佐川町長として 2 期目の仕事をさせていただくことになりました。

2 期目とはいえ、まだまだ 49 歳と若輩者であり、人生における経験も浅く、議員の皆様や町民の皆様に御指導、御協力をいただきながら、謙虚に仕事をさせていただきたいと考えております。

まずは、2 期目の町政運営をさせていただくに当たり、私の所信を述べさせていただきたいと思います。

1 期目の 4 年間仕事をさせていただき、また佐川町に根を張り生活をして、改めて佐川町の人々の優しさ、自然の美しさ、水やお米、野菜のおいしさを実感し、佐川町は本当に素晴らしい町なんだと感謝の気持ちでいっぱいになりました。

この 4 年間、ありがたいなあと心の底から思う毎日でありました。この素晴らしい佐川町を「チームさかわ まじめに、おもしろく。」のビジョンに掲げてあるとおり、住民の皆様と行政が一緒になって、楽しく町のことに取り組み、幸せなまちづくりにみんなが楽しく参加する、そんな佐川町にしていきたいと考えております。

孔子先生の論語の中に、「子曰く、之を知る者は之を好む者に如かず。之を好む者は之を楽しむ者に如かず」という章があります。「物事を理解し知っている人は、それを好きでいる人には及ばない。物事を好きでいる人は、それを心から楽しんでいる人には及ばない」という意味になります。2500 年ほどの前の時代でも、学問に臨む姿勢として、楽しむことが最も大切なんだよ、と教えてくれております。

まじめに取り組む中でも、楽しんで、おもしろがって町のことに参加し、みんなの笑顔があふれ、生き生きと輝き、お互いさまで支え合える、そんな幸せなまちづくりが進められるよう、一生懸命仕事に邁進してまいりたいと考えております。

具体的には、第5次佐川町総合計画に基づき、施策並びに事業を推し進めていくことになりますので、それぞれの分野について申し述べさせていただきます。

まず、教育の分野につきましては、文教のまち佐川としての教育推進に取り組んでまいります。具体的な事業としましては、佐川町教育研究所を立ち上げ、ふるさと教育、不登校対策、学力対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、佐川町らしい教育として3つのしよく育に焦点をあて、持続可能な幸せなまちづくりにつなげていきたいと考えております。3つのしよく育とは、食事の食、植物の植、職業の職、この3つの視点を大切にしたふるさと教育を意味しており、持続可能で幸せな中山間地域のまちづくりを考える上で、とても大切な教育だと考えております。

現在、世界中の国々や企業、各種団体において、持続可能な開発目標SDGsを踏まえた取り組みが展開されております。

このSDGsは、2015年9月ニューヨークの国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットの中で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、2030年に向けて世界が合意した17の目標であり、それらの目標の下にさらに細分化された169のターゲットがあります。

17の目標のうち、2番目の目標である「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」は、食事と職業のしよく育につながるようになります。

4番目の目標である「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」は、持続可能な世界をつくるっていくためには根本的には教育が大切であり、職業の教育が必要であるとも明記されております。

15番目の目標である「陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」は、佐川町におけるまちまるごと植物園の取り組みや、新規就農者の育成・確保、

さらには自伐型林業の推進にまさしく合致しており、それぞれの視点を大切にしたい植物のしよく育につながっていくことになります。

政府では、自治体においても、このSDGsに基づく取り組みを推進することが、地方創生の実現に資するものであると捉えており、来年度以降積極的に自治体を支援していくとの方針を打ち出しております。

佐川町でも、このSDGsの目標を大切な視点として捉え、佐川町らしい持続可能な幸せなまちづくりのために、総合計画に掲げた各施策を実施していくとともに、文教のまち佐川、植物のまち佐川、歴史のまち佐川にふさわしいふるさと教育の体系化に取り組んでまいりたいと考えております。

産業と仕事の分野につきましては、チームさかわとしての産業振興に取り組んでまいります。具体的な事業としましては、農林商工各分野における担い手の育成と確保を県とも連携を図りながら進めてまいります。また、道の駅につきましては、実現に向けて検討委員会を開催し、各種専門家からもアドバイスをいただき、町民の皆様の声も聞きながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

結婚・出産・育児の分野につきましては、地域ぐるみで支える結婚・出産・育児の実現に取り組んでまいります。具体的な事業としましては、子育てしやすいまち宣言を行い、これまで以上に丁寧でわかりやすい子育て支援施策を実施してまいります。また、ファミリーサポートセンター事業と病後児保育事業につきましては、利用者や関係者の声を聞きながら、より利用しやすい体制や環境をつくっていきたいと考えております。

観光振興と情報発信の分野につきましては、植物のまち、歴まち佐川としての観光振興、情報発信に取り組んでまいります。具体的な事業としましては、牧野公園を核としたまちまるごと植物園の取り組みを広げ、植物を育てる心の育成もあわせて行ってまいります。また、地域に眠るお宝を発掘し、地域資源のさらなる磨き上げを行い、魅力ある佐川町についてSNSやホームページなどを活用し、継続的に情報発信を実施してまいります。

健康と福祉の分野につきましては、チームさかわで取り組み、支え合う健康と福祉の実現に取り組んでまいります。具体的な事業としましては、第2期佐川町健康増進計画に基づき、みんなで楽しく取り組める健康づくりを推進してまいります。また、特定健診やが

ん検診など、疾病予防のための取り組みを町民全体での運動として推進できるよう、関係者と連携し、協力をいただきながら進めてまいります。

高齢者福祉、障害児者福祉に関しては、チームさかわでの町を挙げての取り組みが必要になってきております。自分にできることは何があるのか、地域で支えられることは何があるのか、みんなで支え合える福祉の実現に向けて、関係各機関と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

安全・安心の分野につきましては、自助・共助・公助のバランスのとれた災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。具体的な事業としましては、防災まちづくりサロンを継続的に開催したり、家族防災会議の日に家族で話し合いが楽しく行われるよう、子供たちから親に働きかけでもらう教育を進めるなどして、地域の防災力向上に努めてまいります。また、公共施設等維持管理計画や長寿命化計画に基づき、公共施設や公共財産の適正な維持管理を実施してまいります。

行財政の分野につきましては、住民・行政が一緒に取り組む「まじめに、おもしろい」まちづくりに取り組んでまいります。具体的な事業としましては、地域に飛び出し、主体的に行動できる職員の育成について、OJTや研修だけではなく、先輩から後輩に地域のことを教えるなかで実践してまいります。

また、集落活動センターの指定管理者とそこで活躍いただいている集落支援員、さらにはあったかふれあいセンターで活躍いただいているコーディネーターやスタッフの皆様と連携を図り、みんなで取り組む「まじめに、おもしろい」地域づくりの展開を推し進めてまいります。

所信の最後に、議員の皆様と住民の皆様にお伝えしたいことがあります。

人は、一人一人考え方や受けとめ方、感じ方が違います。もちろん、知っていること、好きなこと、楽しんでいることも違います。一人一人違う考えを持ち、生きているこの世の中が幸せな世の中であるためには、相手を思いやる心、尊重する心、感謝をする心が大切ではないかと考えております。

少子高齢化が進み、人口も急激に減少し、厳しい現状が眼前に広がっている中山間地域である佐川町が、持続可能な幸せなまちであ

るためには、町民がお互いに相手を思いやり、尊重し、感謝の言葉を伝え、お互いさまで支え合うことが根本的なところで大切なのではないかと考えております。

町民一人一人が好きなこと、やりたいこと、楽しんでやれることは違うかもしれませんが、一緒にやれる仲間を見つけることはできると思います。住民の誰かが楽しんでやっていることを応援したり、人のお役に立ちたいと人助けをしている人を支え合ったり、みんなでつながり、支え合えれば、必ず佐川町は世界で一番の幸せなまちになると信じております。

ぜひチームさかわで、まじめに取り組む中にも、楽しむこと、おもしろがることを大切にして、みんなで持続可能な幸せなまちづくりを進めてまいりましょう。ありがとうございます。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。10月16日から本格運行しておりますぐるぐるバスの乗車実績につきましては、10月は、乗客数218人、運賃収入3万950円、1便当たりの平均乗客数は1.01人。11月は、乗客数502人、運賃収入6万9,300円、1便当たりの平均乗客数は1.38人となっております。

10月は台風の影響により、月曜日に運行しております舟床・川ノ内線を、舟床まで運行せずに川ノ内どまりとする措置をとったことがありましたが、大きなトラブルはなく、全体としてはスムーズな滑り出しができていますと感じております。

また、本格運行開始前の9月下旬には、各地区の集落活動センターなどにおきまして、合計5回、住民の方々を対象とした説明会と意見交換会を行い、約130名の参加をいただき、路線の一部変更や利用促進につながるアイデアなど、貴重な御意見をいただきました。

今後も、地域に出向きまして、住民の方の御意見をいただきながら、路線の見直しや利便性の向上に努めてまいります。

次に、連携中枢都市圏構想について報告いたします。

高知市を中核都市とし、県内全市町村で進めております連携中枢都市圏構想につきましては、高知市議会9月定例会におきまして、市長による連携中枢都市宣言が行われました。

11月15日には、第6回高知広域連携中枢都市圏ビジョン策定懇

談会が高知市で開かれ、圏域が目指す将来像と目標人口を柱としたビジョンの原案について、パブリックコメントに寄せられた意見の紹介や各委員からの意見をもとに活発な議論が交わされました。

この中で、「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」をビジョンの名称とする案が了承され、佐川町におきましてもビジョンを推進していくため、高知市との連携協約の締結議案につきまして、本定例会に提出させていただいております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

9月29日に、町内で4カ所目となります斗賀野地区集落活動センターあおぞらが竣工いたしました。地域の方々が待望されていた施設とあり、早速10月から、あったかふれあいセンターとかのが運営されるなど、多くの方々に利用されております。11月25日には落成祝賀会を開催し、尾崎知事や山本有二衆議院議員を初め、約80名の参加をいただきました。

4月に開所いたしました集落活動センターくろいわ、集落活動センター加茂の里におきましては、いずれも、こども食堂を継続して実施しており、くろいわでは平均60名、加茂の里では100名を超える参加があり、集落活動センターを代表する一つの取り組みになっております。そのほか、くろいわではモーニングを、加茂の里では居酒屋を開くなど、両施設ともオープンから9カ月目を迎え、特色のある取り組みも増えてきております。

大学生との交流や手作りピザ体験など、独自の取り組みを進めております尾川地区のたいこ岩を含めまして、地域の方々が集落活動センターを核として楽しくまちづくりを続けられるよう、町といたしましても引き続き支援を行ってまいります。

次に、観光事業について報告いたします。

9月23日に、佐川町出身の声優小野大輔さんを本町初の観光大使として委嘱させていただき、名教館で委嘱式をとり行いました。

町からは、佐川町産のヒノキを素材にさかわ発明ラボで作製しましたオリジナルの委嘱状を交付させていただき、小野さんからは、「佐川町をよくしていくのは僕らの世代の役割であり、生まれ育ったこの町を誇りに思い、精いっぱい情報発信させていただきます」と、快く引き受けていただきました。

早速、雑誌やラジオなどで佐川町を全国に情報発信していただいております。小野さんのふるさと佐川に対する熱い思いに大変感謝して

おります。

11月11日、12日には、上町の町並みに加え、乗台寺にもスポットを当てたJR四国のツアーが企画され、県内外から30名の参加がありました。

同じ上町地区では、11月18日に第10回酒蔵ロード劇場も開催され、切り絵作家酒井敦美さんなどによる幻想的な投影やミニコンサートに約6,200人の来場者が魅了されておりました。

上町地区の観光客数は、夏以降も順調に伸びており、9月、10月の入込客数は3,671人で、昨年度より541人の増加となっております。特に、幕末維新博の効果が継続しております青山文庫の入館者数は1,308人で、昨年度より519人、率にして66%の大幅な増加となっております。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

毎週水曜日に行っております公園整備のボランティア作業には、1回当たり13名程度の参加があり、4年前に植栽活動を始めてから、これまで約90名の方に参加をいただいております。9月24日には植栽会、10月8日には観光協会主催の散策会が開かれ、それぞれ約30名の参加がありました。

また、佐川・尾川・黒岩の各中学校と連携した植栽会をそれぞれの地域で実施するなど、まちまるごと植物園の取り組みも進めております。

来訪者を迎えるための体制づくりとしまして、ことし始めて取り組んでおります牧野公園ガイド要請講座は、全5回のうち11月4日に第2回目の講座を開催いたしました。22名の参加があり、牧野博士についての座学の後、牧野公園内に足を運び秋の山野草の勉強を行いました。

次に、ものづくり推進事業について報告いたします。

さかわ発明ラボの運営状況につきましては、9月から11月中旬までの実績は、毎週金曜日と土曜日に一般の方が自由に利用できるオープンラボに延べ77名、レーザーカッターなどの機材講習に延べ5名の参加がありました。

毎週木曜日の夕方に実施しております放課後発明クラブは、9月から運営方法を見直し、これまでプログラムを毎回変えていたものを、1カ月間は同じ内容のものに固定し、参加者の割り振りを行い、人気のあるプログラムに集中することがないようにいたしました。

そうすることによって、スタッフがじっくりと一人の来場者とコミュニケーションがとれるようになり、レベルに応じた対応が可能となるなど、よりきめ細かい運営につながっております。

学校との連携プロジェクトは、本年度も尾川小中学校で実施しており、このうち尾川小学校ではロボット動物園についての特別授業を5回実施し、12月1日に本年度最後の授業を行いました。

尾川中学校では、南海トラフ地震などの災害時に課題となる支援物資の管理や熱中症の予防について、解決するためのアイデアを発想して、実際にプログラミングの技術を活用しながら装置を発明する授業を行いました。

次に、アーティストとして採用している地域おこし協力隊の活動について報告いたします。

全国各地で光のアーティストとして活動実績を持つ協力隊の島田正道さんと、永野地域の住民の方々が中心となって取り組んだ五位山イルミネーションでは、11月22日から25日までの夜間、五位山緑地公園にあるローラースライダーが光のトンネルに生まれ変わりました。

町内外から子ども連れの家族やカップルなどが訪れ、思い思いに写真を撮ったり、スライダーを滑ったり、光のアートを楽しんでいただきました。これまで当たり前のようにあったスライダーが、色とりどりの光に包まれ、永野地域のオンリーワンの資源として輝いた特別な4日間ではなかったかと感じております。

日常の環境や人のつながりを題材にした作品の製作や個展を全国で展開している土谷亨さんと車田智志乃さんは、佐川町産の木材を使用した人力のメリーゴーランドを製作しております。このメリーゴーランドは、11月3日から5日まで高知県立美術館で展示されたのを初め、徳島県や福岡県、長野県など全国各地の美術館に招聘され、展示されました。また、2人の代表的な製作活動であります巨大紙相撲を使った大相撲大会を、来年3月に桜座で開催することとしております。

これから、町内各地で桜座場所に出場させるための巨大力士づくりについて、町民の方々とワークショップを実施していく予定となっておりますので、ぜひ多くの方に楽しんで参加していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の募集状況について報告いたします。

本年度の採用につきましては、随時募集をかけておりましたふるさと納税業務に応募があり、選考の結果、12月より1名を採用しております。また平成30年度の募集につきましては、自伐型林業に4名、発明ラボ関連業務に2名、牧野公園関連業務に1名、アーティストとして1名、合計8名の募集を開始しております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

移住希望者が一時的に滞在するお試し住宅につきましては、4月から10月末まで、98日の利用があり、稼働率は45.8%となっております。8月に実施し、大変好評を得ました町内をめぐる移住体験ツアーの参加者のうち、神奈川県から参加された子育て世帯の1家族が実際に佐川町に移住することになりました。

町内市町村と合同で開催しております移住相談会につきましては、例年どおり10月から11月にかけて、東京、大阪、名古屋で実施いたしました。佐川町の相談件数は、3カ所合計で17組23名であり、前年度と比較して若干少ない数字とはなっておりますが、町内の移住体験ツアーと組み合わせるなどして、佐川町への移住につなげていきたいと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、災害応急対策業務の訓練について報告いたします。

11月5日に、全職員を対象として佐川町業務継続計画に規定されている災害応急対策業務の訓練について、訓練シナリオをできる限り事前に通知しないブラインド型の方式で実施いたしました。

当日は、役場勤務日の午前8時40分に、南海トラフを震源とする大規模地震が発生し、家屋倒壊や土砂崩れのほか、電気は停電、電話は不通、水道は断水という被害想定のもと、災害対策本部を設置し、各班は、被害状況の伝達、拠点避難所や医療救護所の開設など、それぞれの班で行うべき初動対応業務について訓練を行いました。訓練に際しては、昨年度の訓練を通して見えてきた課題に対し、被害情報が間違いなく伝達されるように、様式や情報の整理、共有の仕方を改善するとともに、班ごとに考えられる対策を事前に講じた上で訓練に臨みました。

訓練では、刻々と変わる情報がタイムリーに共有できていなかったため、人命救助の要請があった現場の対応状況と結果が即時に報告できなかったことや、無線通信すべき項目が統一されていなかったため正確な情報が伝達されなかったことから、情報共有の仕方の

改善や無線通信方法のマニュアル整備の必要性など、総務班だけでも多くの新たな課題が明らかになりました。

今回の訓練を通じて明らかとなった課題につきましては、各班で早期に対応策を検討した上で、一つ一つ確実に解決するとともに、大規模災害発生時にも行政機能の混乱を最小限に抑え、重要業務を中断なく執行できるようにするため、今後もより実践的な訓練の積み重ねを通して、役場の災害対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防施設整備事業について報告いたします。

老朽化の解消を目的として、一昨年度から進めております消防車両の更新につきましては、先月、消防ポンプ自動車の納入が完了し、斗賀野分団に1台を配備いたしました。

今回更新したポンプ自動車には、通常のポンプ車機能のほかポンプ操作時の稼働状況を確認しやすい大型の液晶モニターや車両後方が確認できるバックモニターを装備したことにより、火災を初めとする災害時活動における機動力の向上が図られることとなりました。

次に、町民課の所管事項でございます。

まず、人権フェスティバルについて報告いたします。

ことしで34回目となります人権フェスティバルは、11月25日に、桜座を会場として開催いたしました。第1部は、人権まちづくり意見発表会として、町内小中高生代表12名による意見発表、第2部は、アコースティックデュオのスーパーバンドによる「今だからできること今しかできないこと」と題した人権コンサートを行い、小中高生や一般の方を合わせて約440名の入場がありました。

今後も、人権フェスティバルなどを通して、人権尊重の町づくり・人づくりの機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業について報告いたします。

国保制度の運営の安定化を図るため、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、市町村はこれまで同様に、資格管理、保険給付、保険税率の決定など、地域におけるきめ細かい事業を担うこととなります。

これまでは、市町村ごとに保険給付費等を賄うために必要な保険税の賦課総額を積算し、税率の算定を行っておりましたが、平成30年度からは、県が市町村全体の保険給付費等から保険税収納必要総

額を算出し、それをもとに医療費水準と所得水準を用いて市町村ごとに事業費納付金の配分を行うとともに、標準保険税率を示すこととなっております。各市町村は、その事業費納付金を賄うために必要な賦課総額を積算した上で、標準保険税率を参考とし、税率の算定を行うこととなります。

平成 30 年度の事業費納付金額については、高知県議会 12 月定例会に提案されます国保事業費納付金等関係条例議案の議決を経て、平成 30 年 1 月下旬に各市町村へ通知されることとなっております。

本町においては、この通知を受け、3 月定例会に保険税条例の改正議案を提案させていただくこととしており、現在、保険税賦課方法の検討を初め、国保運営協議会への諮問を行っているところであります。

町民の皆様へのお知らせにつきましては、来年 1 月の広報から 4 回にわたり掲載することとしており、制度の改正による変更点などの周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定状況について報告いたします。

9 月定例会で報告いたしました生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査とあわせ、7 月から 9 月にかけて町内の多くの方が利用している、佐川町、越知町、日高村の介護事業所を対象にアンケート調査を実施しました。この調査では、今後の事業展開の意向や町が充実させていくべきサービスなどについて、18 事業所中 16 事業所から回答をいただきました。

10 月 2 日には、在宅で御家族を介護されている 9 名の方にお集まりいただき、在宅介護での困り事や在宅介護を続けていくためにどのようなサービスが必要と思われるかなど貴重な御意見を聞かせていただきました。

御意見の中には、緊急時にショートステイがすぐに利用できない、認知症のため本人がサービス利用を拒否する、などの声を初め、高齢者と障害者がともに利用できる施設の開設要望などがありました。

次期計画からは、介護保険及び障害福祉の両制度の改正により、高齢者だけではなく、障害者が同一の事業所でデイサービスやショートステイなどのサービスを受けることができるようになります。

これらのことを踏まえ、10月19日に第2回策定委員会を開催し、次期計画のサービス基盤の方向について協議・検討をしていただきました。今月18日には、第3回策定委員会を開催し、計画の素案を提示した上で、パブリックコメントを実施することとしており、その後の策定委員会においてパブリックコメントの結果や保険料を提示し、次期計画についての承認をいただくこととしております。

次に、第3次地域福祉アクションプランの策定状況について報告いたします。

計画策定の取り組みとしまして、9月14日に地域の世話役の方々向けに「すてき発見のススメ」と題した地域づくり講演会を桜座で開催し、約110名の参加をいただきました。

当日は、つながり・支え合い活動の第一人者で、宮城県を中心に活動されている全国コミュニティーライフサポートセンターの池田理事長を講師にお迎えし、自分たちの地域の魅力、お宝を一つでも多く発見できるヒントとなる内容の講演をいただき、改めて地域のつながりを考えるきっかけとなりました。

この講演を受けまして、10月までの間に町内5地区で各2回、地域の皆様を対象に、未来を語る座談会を開催し、この座談会を通してそれぞれの地域の課題が明らかになり、その課題を地域で解決するための具体的な取り組みについてたくさんの提案がありました。

1回目の座談会では、第2次地域福祉計画の振り返りと評価をした後、来年度以降の取り組みを協議し、2回目の座談会では、1回目に出た取り組みの重点目標や活動目標等を確認し、第3次地域福祉アクションプランの地区計画の内容を決定いたしました。

今後は、12月12日を第1回目とし、年度内に3回開催を予定しております地域福祉アクションプラン策定委員会において、社会福祉協議会と町がそれぞれの立場から、決定された地区計画について具体的な支援内容を協議しながら、平成30年度からの6年間を計画期間とする第3次地域福祉アクションプランの策定作業を進めてまいります。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

昨年4月の熊本地震以降、住民の防災意識の高まりが継続しており、11月末までの申請受付件数は、耐震設計32件、改修工事30件となり、既に本年度の受付件数が交付決定額分を上回っているため、

事業認定件数は、耐震設計 20 件、改修工事 26 件にとどまり、事業認定を一時中断せざるを得ない状況となっております。

こうした状況の中、国の補正予算が年度末までに編成される見込みであることを踏まえ、地震から 1 人でも多くの住民の命を守るため、耐震設計 30 件、改修工事 40 件に対応できるよう増額する事業費について、本定例会で補正予算を計上させていただいております。

次に、9 月 17 日に高知県に上陸しました台風 18 号による被害状況について報告いたします。

国土交通省の佐川雨量観測所におきまして、最大時間雨量 46 ミリ、最大 24 時間雨量 291 ミリを観測した台風 18 号の影響により、町内河川の水位も一時大きく上昇し、柳瀬川が氾濫した黒岩地区では、農地が広く冠水する被害を受けるとともに、大雨と強風により町道への土砂崩落や倒木も数カ所発生いたしました。

この台風による災害復旧事業の申請件数は、農地、農業用施設災害が合計 3 件、被害総額は 650 万円、河川、道路の公共施設災害が合計 10 件、被害総額は 6,400 万円となっております。国の災害査定は今月末までに全て終了する予定となっておりますので、1 日も早い復旧を目指し、工事の早期発注を行ってまいります。

また今回被害を受けました柳瀬川下流域における河川改修事業につきましましては、引き続き関係機関及び地元住民との連携を密にしながら、県に対して事業推進に向けた要望活動を粘り強く行ってまいります。

次に、園芸用ハウス整備事業について報告いたします。

本年度の整備状況につきましては、1 件目が 9 月に竣工し、2 件目が来年 2 月に竣工する予定であります。

整備後は、新規就農者と規模拡大を予定している農業者が、ピーマンとニラを栽培することとなっており、農業改良普及所、J A など関係機関と連携しながら、農業者の生産拡大及び所得向上に向けてサポートを続けてまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

本年度からの 5 カ年計画に基づき実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、住民の皆様の御協力により順調に進んでおり、本年度の施工箇所分は計画どおり年内に竣工する予定であります。

猿丸配水池などの基幹施設の耐震診断につきましても、現在、作

業を進めており、年内に取りまとめる診断結果に基づいて、来年度より補強設計、補強工事と順次実施することとしております。

今後も、水道施設の耐震化を計画的に実施することにより、地震による断水などのリスクを着実に軽減し、強靱で安心安全な水道事業の取り組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の後期調査対象地区であります甲及び永野の各一部の現地調査を、10月から11月にかけて、延べ18日間にわたり実施いたしました。

推進員や立会人の方々に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、前期の調査と同様に立会いただけなかった方が数名いることから、後日、立会人の方と調整をとりまして再調査を行う予定としております。

また、前年度調査の乙及び加茂の各一部の閲覧業務を、8月18日から9月6日までの20日間にわたり実施いたしました。甲及び乙の各一部につきましても、11月30日から12月19日までの20日間にわたり実施しているところであります。

今後とも着実な事業の推進を図りますとともに、トラブルが発生しないよう取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、黒岩中学校の今後のあり方について報告いたします。

本年度の黒岩中学校の生徒数の急激な減少を受け、黒岩小中学校PTAが実施いたしました中学校統合問題に係るアンケート調査の結果を踏まえ、8月から9月にかけて黒岩地区の保育所、小学校、中学校の保護者や地域の皆様との意見交換会を実施し、黒岩中学校の今後のあり方について検討してまいりました。

本年9月定例会の行政報告におきまして、黒岩中学校の生徒数は昨年度の22名から13名へと大幅に減少するとともに、来年度の入学生も1名になる可能性があること。保育所、小学校、中学校の保護者を対象とした学校統合に関するアンケート調査の結果は、学校統合に賛成が多いこと。8月に実施しました保護者との意見交換会では、出席者から学校統合に反対する立場からの意見はなく、学校統合をすることに不安や心配を抱く保護者が多くいること。などを報告させていただきました。

その後、9月20日に、黒岩地区の町議会議員、自治会長、民生児

童委員、黒岩いきいき応援隊の皆様と意見交換会を実施し、学校統合をすることには賛否両論でありましたが、教育委員会の判断に委ねるとの意見が大勢を占めておりました。

このような経緯を踏まえ、総合的に検討した結果、黒岩中学校は平成 30 年 4 月 1 日をもって休校とし、佐川中学校に統合することといたします。

保護者や地域の皆様には、黒岩中学校に対して長年にわたり数々の御支援、御協力をいただいていること、さらには学校があわせ持つ地域のシンボルとしての存在意義を考えますと、非常に難しい決断ではありますが、子供たちがより望ましい教育環境で学び育つためにはどうあるべきか、との教育的観点から判断をさせていただきました。

11 月 17 日には、町の方針を黒岩地区の保護者や地域の皆様にお伝えする説明会を開催いたしました。出席者からは、地域住民は学校統合に積極的に賛成ではない。休校を再開するにはどういう要件があるのか。子供たちが安心して通学できるよう、部活動にも対応した通学環境を整えてほしい。子供たちに直接説明する機会を検討してほしい。黒岩地区の多くの皆さんに統合問題を真剣に考えていただき、保護者としてお礼を言いたい。PTAとして今後のことについて話し合いをしていくので、教育委員会と協議の場を持ってほしい。などの意見があり、いただいた御意見を踏まえ、対応することを申し上げました。

また、11 月 22 日には、黒岩中学校の生徒と教職員に対して、私と教育長が学校統合に至る経緯と取り組み方針を説明いたしました。

今後につきましては、黒岩地区の子供たちが、佐川中学校で安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、保護者や地域の御意見もお聞きしながら、必要な条件整備に努めてまいりますので、黒岩地区の皆様並びに議員の皆様には、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

文教のまち佐川の人づくりの取り組みの 1 つとしまして、4 年連続となります町民の皆様を対象とした高知大学出前公開講座を、10 月 11 日、16 日、25 日の 3 日間にわたり、名教館と牧野公園において開催いたしました。

今回の講座は、植物をテーマとして定員 30 名で募集しましたとこ

ろ、3日間で延べ91名の受講生があり、2日以上受講された30名には、高知大学学長名の修了証書が授与されました。

過去3年間の受講者数は、1日当たり20名程度でありましたが、今回は30名を超える受講者があり、改めて植物に関心を持つ町民の皆様が多くいることを実感するとともに、まちまるごと植物園の取り組みも着実に進展するものと期待しております。

次に、佐川町文化祭について報告いたします。

文化祭は、美術部門と芸能部門からなっており、美術部門は11月1日から5日まで、芸能部門は11月3日、4日の両日それぞれ桜座で開催され、佐川町文化推進協議会の各サークルの皆様に出席、出演をいただきました。

本年度の文化祭は、佐川町が災害時における相互応援協定を結んでおります鳥取県南部町の公民館活動グループとの交流文化祭として開催いたしました。美術部門には、南部町公民館で活動されているトールペイント教室と折り紙教室から出展をいただき、南部町コーナーを設置して展示いたしました。

芸能部門には、民謡教室のメンバー8名が出演され、安来節やどじょうすくい踊りなどを披露していただきました。

今回、南部町から教育長を初め14名の方が来町され、佐川町文化推進協議会の会員とも交流を行うなど、有意義な文化祭とすることができました。今後につきましては、文化祭での交流を契機としまして、両町民の交流の拡大を図り町ぐるみの交流に進展していくことを期待しており、来年度は、佐川町が南部町の文化祭に参加することを検討したいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、災害医療救護訓練について報告いたします。

11月5日に、町の災害応急対策業務の訓練にあわせ、災害医療救護訓練を実施いたしました。

この訓練は、高知県災害医療対策中央西支部を中心に、土佐市民病院、仁淀病院、高北病院の3つの公立病院及び関係市町村、団体が参加し、災害時の傷病者に対する急性期の医療救護活動について、連携及びその対応能力の向上を図ることを目的に、毎年実施しているもので、当日は高北病院を主管病院として、職員50名を含め約200名の参加のもと実施いたしました。

訓練では、病院前駐車場に開設された医療救護所から救護病院で

ある高北病院への中等傷、重傷の患者の移送、その後のトリアージまで実施し、また院内各部署と病院災害対策本部、町災害対策本部との情報伝達訓練も実施いたしました。今回は、平日の日中に発生した災害を想定しており、常勤医師 8 名が参加しましたが、今後は夜間、休日などを想定し、限られた医師数での訓練を実施していきたいと考えております。

次に、医療確保について報告いたします。

現在、10 月から 12 月末までの任期で聖マリアンナ医科大学から、内科医師 1 名が派遣されておりますが、引き続き、来年 1 月からも 3 カ月間の任期で後任の内科医師 1 名が派遣されることが内定いたしましたので、本年度中は常勤医師 9 名の体制を確保できることとなっております。来年度以降も、この体制を維持できるよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、各課所管事項について報告をさせていただきました。

本定例会に提出いたしました付議事件は、補正予算を含む議案が 6 件、諮問が 1 件となっております。

何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、行政報告を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 2 分

再開 午前 10 時 12 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、陳情について、を議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号 4 は、産業厚生常任委員会に付託します。

受理番号 5 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、を

議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、諮問案件について御説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成30年3月31日に退任されます横畠安彦氏の後任といたしまして、山口良子氏を推薦したく、議会の御意見をお伺いするものであります。

山口良子氏は、長年にわたり黒岩小学校用務員として学校用務に携わり、学校や地域の活動を通じて児童の人づくりや人格形成に深くかかわってこられております。また、平成26年からは、主任児童委員として活動され、人権への高い見識を持たれるとともに、温厚誠実な人柄は人権擁護委員として適任者であります。よろしく願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第7、議案第78号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第6号）から、日程第12、議案第83号、佐川町教育研究所設置条例の制定について、まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

議案第78号、平成29年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ9,131万6千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ67億1,570万円とするものであります。

議案第79号、平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ2,638万7千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ20億5,011万6千円とするものであります。

議案第 80 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 96 万 1 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 8,653 万 8 千円とするものがあります。

議案第 81 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 128 万 3 千円を減額し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,852 万 6 千円とするものであります。

議案第 82 号、高知市及び佐川町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結につきましては、高知市の都市機能を生かした県下全域の経済成長の牽引や生活関連機能サービスの向上を図るため、高知市を中核都市として県下全市町村を対象とした広域都市圏を形成することについて、地方自治法第 252 条の 2 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 83 号、佐川町教育研究所設置条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修等を行い、佐川町教育の振興を図るため教育研究所を設置するに当たり、必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、私からは議案第 78 号、佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。補正予算書の 4 ページをお開きください。

4 ページ、第 2 表 繰越明許費になっております。

6 款商工費、1 項商工費、事業名、花見事業の 200 万円につきましては、来年 3 月に事業が開始されまして、4 月に事業が終了となることから繰り越しをするものとなっております。

続きまして 5 ページの第 3 表 地方債補正のほうになります。災害復旧事業につきまして、現年の災害について、560 万円を増額し限度額を 3,250 万円に変更するものとなっております。

次に事項別明細書の 16 ページ、17 ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。まず、今回の補正に

あります人件費につきましては、主に職員の標準報酬月額の変更に伴います共済費の増額、職員の扶養、住居、通勤の変更に伴います各手当の増額、業務の状況によります超勤手当の増減などが主なものとなっております。

上から３段目の表のほうをごらんください。３款、１項、２目老人福祉費、２８節繰出金の△１２８万３千円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出したします。低所得者の保険料、軽減分に係る負担金額の変更により減額するものとなっております。その３つ下になります。８目介護保険特別会計繰出金、２８節の１９０万８千円は、介護保険特別会計への職員給与費等並びに事務費などにかかります繰出金の増額となっております。

１８ページ、１９ページをお開きください。

一番上になります。３款、３項、１目児童福祉総務費、２０節扶助費の説明欄にあります障害児通所等サービス費の３００万円は、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所等サービスの利用増加による増額となっております。その下になります。２目児童福祉費、１９節負担金補助、負担金・補助及び交付金の説明欄。一時保育促進事業補助金の２５９万２千円は、一時預かり事業といたしまして、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業を行っております。この形態には一般型と余裕活用型などがありまして、私立保育園２園の形態が一般型となったため、余裕活用型で編成しておりました予算を一般型に変更し増額するものとなっております。

一番下の表の一番下の段になります。４款、１項、５目他会計繰出金、２８節繰出金の２,６３５万９千円は、主として医療給付の増額に伴う財源といたしまして、国保会計へ繰り出すものとなっております。

２０ページ、２１ページをお開きください。

一番上になります。４款、２項、１目清掃施設費、１３節委託料の△９３７万９千円は、ごみ収集委託料につきまして、見積もり合わせによる減により減額するものとなっております。

２２ページ、２３ページをお開きください。

こちらのほうも一番上の表になります。７款、４項、１目住宅管理費、１９節負担金・補助及び交付金の説明欄にあります耐震改修費補助金の４,４５２万２千円は、昨年度の熊本地震などの影響もあり、

申請件数が多数となっているため、国、県に対しまして補助金の追加要望を申請いたしまして、現在の事業認定保留分及び今後の申請見込み分について増額するものとなっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

こちらのほうは一番下の表になります。10 款、2 項、1 目土木施設災害復旧費、15 節工事請負費の 1,964 万 9 千円は、本年 9 月の台風 18 号により被災しました施設の復旧にかかるものとなっております。

歳出の説明は、以上で終わります。続きまして歳入の説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

一番上になります。13 款、1 項、1 目、1 節児童福祉費負担金の 150 万円は、先ほど歳出で説明をいたしました障害児通所等サービス費への国からの負担金となっております。その下の段の 2 目、1 節国民健康保険基盤安定負担金の 74 万 9 千円は、申請額の変更に伴う増額となっております。医療保険者の基盤の安定を図るため保険税の軽減の対象となりました被保険者の数に応じて負担金が国から支出されるもので、一般会計で受けて国保会計へ繰り出すものというものであります。

その下の表の一番上です。2 項、1 目、2 節児童福祉費補助金の説明欄。一時預かり事業の 86 万 4 千円は、歳出で説明をいたしました一時保育促進事業補助金への国からの補助金となっております。その下の段の 4 目、1 節住宅費補助金の 2,226 万 1 千円は、歳出で説明をいたしました耐震改修費補助金への国からの補助金となっております。その下の段の 6 目、1 節公共土木施設災害復旧費補助金の 953 万 5 千円は、歳出で説明いたしました本年 9 月の台風 18 号により被災しました施設の復旧にかかる国からの補助金となっております。

その下の表になります。14 款、1 項、1 目、1 節児童福祉費負担金の 75 万円は、先ほども説明しました国庫負担金と同じく歳出で説明をいたしました障害児通所等サービス費への県からの負担金となっております。

その下の表になります。2 項、2 目、2 節児童福祉補助金の説明欄。一時預かり事業補助金の 86 万 4 千円は、先ほど説明しました国からの補助金と同じく歳出で説明いたしました一時保育促進事業補助金

への県からの補助金となっております。その下の段の 5 目、2 節住宅費補助金の 1,113 万円は、先ほど説明しました国からの補助金と同じく歳出で説明をいたしました耐震改修費補助金への県からの補助金となっております。

その下の表の 17 款、1 項、1 目、1 節財政調整基金繰入金の 2,600 万円は、今回の補正におけます歳入の不足額を財政調整基金から繰入を行うものとなっております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

一番上の表になります。19 款、3 項、2 目、3 節雑入の 1,276 万 6 千円は、平成 28 年度の後期高齢者医療の医療給付に要する市町村負担金分の精算分として受け入れをするものとなっております。

一番下の表の 20 款、1 項、3 目災害復旧債、2 節公共土木施設災害復旧債の 560 万は、現年災害につきまして地方債の変更により補正するものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

みなさん、おはようございます。それでは、私のほうからは、議案第 79 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の主なものについて説明させていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

まず 1 段目の表と 2 段目の表の一般管理費と賦課徴収費につきましては、標準報酬月額の変更により職員共済費の補正を行うものです。

次に、上から 3 段目、2 款、2 項、1 目の一般被保険者高額療養費につきましては、医療費の増加による支出の状況を踏まえまして、2,619 万 8 千円増額補正を行うものです。

続きましてページを 1 ページ戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。歳入になります。

まず上の段、3 款、1 項、3 目特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金交付申請内容に基づき 2 万 8 千円増額補正を行うものです。

続きまして 2 番目の表。9 款、1 項、1 目一般会計繰入金についてですが、1 節保険基盤安定繰入金につきましては、7 割、5 割、2 割の保険税軽減分と低所得者に対応する保険者支援分について、国、県、町がその負担割合によって負担する額が一般会計から繰り

入れられるものです。今回、申請により 77 万 3 千円増額補正を行うものです。次、2 節職員給与費等繰入金につきましては、歳出の職員共済費の増額に伴い 11 万 5 千円増額補正を行うものです。続きまして第 4 節財政安定化支援事業繰入金につきましては、総務省からの算定繰入基準額の通知にあわせて 46 万 5 千円減額補正を行うものです。最後、一番下ですが、7 節その他一般会計繰入金については、ともに一般被保険者の高額療養費の増額に伴う財源補填として 2,593 万 6 千円の増額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。私のほうからは、議案第 80 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、介護保険のシステム改修と職員の手当などを補正するものでございます。まず、歳出について説明します。予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目一般管理費の補正額 85 万 5 千円で内訳は右側の 3 節職員手当等 20 万円は、介護保険係の 3 名に対する超勤手当の補正です。本年度は 3 年ごとに計画されます高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定の年となっており、これらの業務に対する補正となっています。その下の 4 節共済費 5 千円は、職員の標準報酬月額が 9 月に定時決定されたことに伴う補正です。次の 11 節需要費の燃料費 2 万円は、公用車の使用見込による増額となっております。次の 13 節委託料 63 万円は、介護保険制度改正に伴う追加のシステム改修委託料であり全体の改修費 196 万 8 千円に対しての当初予算は 133 万 8 千円を差し引いた不足額 63 万円を補正するものです。

次の 3 款、2 項、1 目、3 節の住居手当 6 万 8 千円は、職員の住居に対する手当となっております。

一番下の 3 款、3 項、2 目、4 節の共済費 3 万 8 千円は、先ほどと同じで職員の標準報酬月額が 9 月に定時決定されたことに伴います補正です。

3 款のですね補正額は 6 万 8 千円と 3 万 8 千円合計の 10 万 6 千円です。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、歳出のですね 1 款総務費 85 万 5 千円に係る歳入ですが、一番上にあります 3 款、2 項、4 目介護保険事業費、1 節システム改修補助金 103 万 5 千円の減額は、当初予算時の見込み違いであり、システム改修費 196 万 8 千円に対する補助額は 87 万円であり、103 万 5 千円の減額を行うものです。

次に、下から 2 つ目の表ですが、7 款、1 項、5 目その他繰入金、1 節職員給与費等繰入金 20 万 5 千円と 2 節事務費繰入金 168 万 5 千円は、繰り入れ基準により計上補正をしております。

次に、歳出の 3 款、地域支援事業費の 10 万 6 千円に係る歳入でございしますが、上から 3 款、4 款、5 款、7 款の各地域支援事業の交付金及び一番下の表になりますが、介護保険事業運営基金繰入金の合計 10 万 6 千円は、国、支払基金、県、町の繰入金など、それぞれの率に基づいた額を補正しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

続きまして私のほうからは、議案第 81 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。最後のページになります。

今回の補正につきましては、保険料軽減補填分として、後期高齢者医療広域連合に納める保険基盤安定繰入金の額が変更になったことにより、128 万 3 千円減額補正をするものです。

続きまして、ページ戻っていただいて、8、9 ページになります。歳入になります。こちらは歳出の後期高齢者医療広域連合納付金額が減額になったことに伴い同額を減額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。私からは、議案第 82 号、高知市及び佐川町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の連携協約案の条文をごらんいただきたいと思います。この連携協約の内容につきましては、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に従い、市町村の名称、目的、基本方針、連携する取り組み等につきまして規定する内容となっております。

まず第1条の目的といたしましては、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成すること、としております。

第2条の基本方針としましては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の各分野において、本町と高知市で役割分担を明確にし、相互に連携を図ることとしております。

第3条では、連携する取り組み及び役割分担について規定をしており、別表で具体的に記載をしてしております。具体的な内容につきましては、現在、ビジョン策定に向け検討されている取り組みに限定することなく、将来的な取り組みの可能性も視野に入れ、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱の対象となる全分野を網羅する形で協約を締結するものです。なお、本年9月に高知市長が行いました連携中枢都市宣言の宣言書の圏域で連携して取り組むことを想定する分野におきましても、同様に全分野が記載をされております。

第4条では、費用負担について高知市と本町で協議する旨を定めております。

第5条の協議につきましては、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に規定されております圏域の首長による定期的な協議等について定めたものでございます。

第6条以降につきましては、協約の手續に関する内容を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

教育次長（片岡雄司君）

おはようございます。私からは、議案第83号、佐川町教育研究所設置条例の制定につきましての詳細を御説明させていただきます。

本条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修等を実施し、佐川町の教育振興を図ることを目的に、平成30年度から設置を予定しております佐川町教育研究所の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。

条例の概要につきましては、第1条で設置の目的を、第2条では研究所の名称及び位置、第3条では研究所の職員について、第4条では運営委員会について、第5条では委任について、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規定で定めることとしております。

次に、参考資料（議案第 83 号関係）をごらんください。A 4 のペーパー 1 枚となっております。

教育研究所での主な事業内容につきましては、参考資料の 5 番に明記しておりますとおり、ふるさと教育に関すること、不登校対策に関すること、学力対策に関すること、また教育研究所の人員体制につきましては、参考資料の 6 番目に明記しておりますとおり、所長 1 名、研究員 1 名、教育指導員 2 名、スクールソーシャルワーカー 1 名、学習指導員 2 名としております。

なお、本条例につきましては平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上で、議案第 78 号から議案第 83 号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、11 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 45 分